

2. 続「竪穴住居と生活単位

中山俊紀

a. はじめに

平成7年発行の年報「津山弥生の里」第2号で、弥生時代の「竪穴住居と生活単位」について、古代の戸籍などを参考に推測したことがある。それよりだいぶ後になって、「御野国戸籍（大宝2年）」^(註1)に目を通す機会があった。それに触発され、再度弥生家族の構成に思いを巡らしたので、その概要を報告する。

第一に、御野国戸籍残簡を通して、その特徴を拾いだし、その意味するところを考えた。第二に、そのなかから特徴的な三戸を選び出し、構成員相互関係の復元案を作図し、そこで想定される家族構造の特質を推定した。最後に、その三戸の比較から、弥生家族を想定するうえで、より参考となる構成について考えた。

b. 御野国戸籍

この種の想定をするうえで、御野国戸籍残簡が特に注目されるのは、なんといっても「姓」の種類の豊富さにある。ざっと数え上げただけでも80近くあり、記載人物間の相互関係が実に推測しやすいからである。さらに、社会通念上継ぎ柄の自明人物には、「姓」を省略するという表記法をとるため、その点で「社会通念」が推測できるという利点もある。

以下、その御野国戸籍残簡から、拾い出された特徴と、その解釈の可能性について、列挙する。

(a) 「姓」の継承

夫婦別姓が、原則となっている。その関係でみれば、子は例外なく父系姓を継承している、と読める。こと「姓」に関しては、厳格に父系制が貫かれていた、とみてよい。

(b) 同姓婚

夫婦別姓という原則にあっても、同姓婚も多い。

しかしこの「姓」については、もともと「部民制」に由来するもので、必ずしも同姓同血族と考える必要はない。こと「姓」の継承については父系が厳格なので、この「姓」とは異なる出自の認識手段が、別に存在していた可能性がある。

「姓」とは異なる出自の認識手段が「機能」していたとすれば、「同姓婚」が多いといつても、そこに外婚規範がなかったとはいえない。

(c) 同党

同党という分類が、しばしばみられる。

「いとこ」を表すという説がある^(註2)。そう解釈した場合、そのそれぞれに姓が付されているので、クロスカズンとパラレルカズンが戸籍上も区別されていたという可能性すらある。

(d) 寄人

寄人とされるなかに、戸主妻の弟家族とみられるものが含まれる。姻族をさす分類らしい。

同一戸籍として編入されるかれらを「寄人」として類別する方法は、理念としての父系家族と「戸」の実態間に生じてくる矛盾を解消するためには、きわめて合理的な類別法といえる。

(e) 地縁

戸主姉妹の家族も、同一戸として編成されている。戸を家族そのものとみれば、父系家族の構成に、

まったく反する。

戸の編制目的は末端行政の確立にあったので、隣地居住を編戸原理とした結果であろう。ちなみにその関係から、男女別なく当時は生家周辺にとどまる傾向の強かったことが窺われる。

(f) 夫婦同居

夫婦には、戸籍上同居・別居双方の形態が存在する。

戸主妻に同居例が多いとはいえる、夫婦同居が一般的ではなかったようだ。男女とも、生家に成人後もとどまる傾向が強かったことを反映しているのであろう。律令制下の、経済情勢が原因、と想像できる。

(g) 長子継承

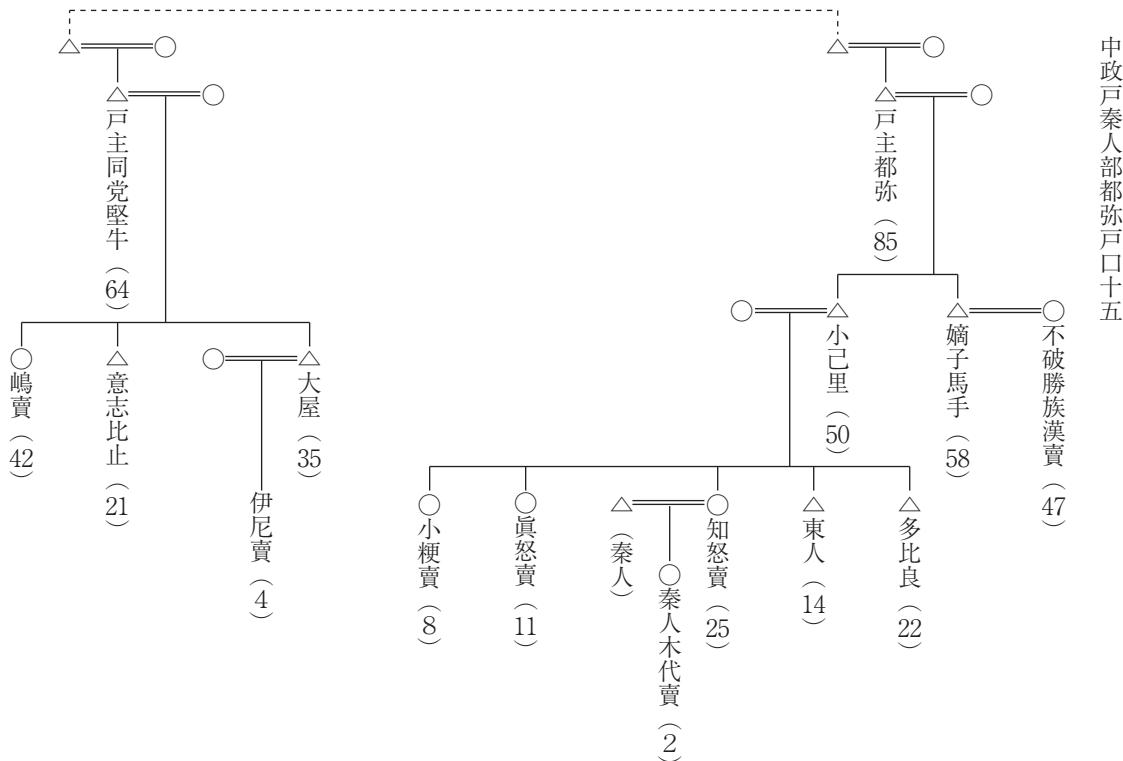
長子を、嫡子とあつかう例が多い。

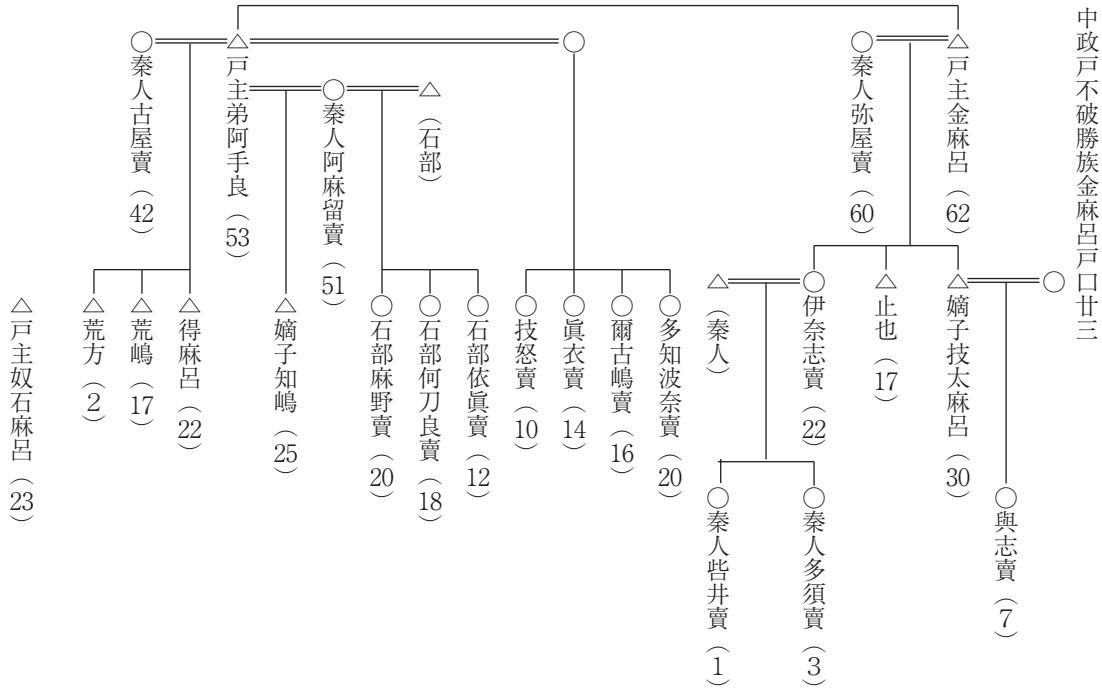
実態を表すものかどうかは、必ずしも定かでない。大化前代の氏姓制度は、主従関係を根幹とした政治関係なので、本末の関係、すなわち直系、傍系の別が家族制度に反映されるようになっていた、としても不思議ではない^(註3)。

特徴をこのように読み解くと、それらの戸が、ただちに家族の実態を反映しているとはとてもいえないまでも、そこに父系制家族の特色を色濃く読み取ることは可能である。

以下、秦人部都弥（一）、不破勝族金麻呂（二）、神人辛人（三）の三戸に絞り、作図をもとに説明しよう。

下図の秦人部都弥の戸は、嫡子馬手の妻「不破勝族漢賣」と孫娘の子「秦人木代賣」の2人以外は、同一父系成員で、構成原理は、形態上父系大家族そのものとみなすことができる。





上図の不破勝族金麻呂の戸を分解すると、

- A 戸主金麻呂、妻、嫡子技太麻呂、止也、嫡子の子
 - B 戸主娘伊奈志賣とその子2人
 - C 戸主弟阿手良、嫡子知鳴、妻秦人古屋賣とその子3人
 - D 亡妻の娘4人
 - E 戸主弟の元妻秦人阿麻留賣とその子3人
 - F 戸主奴

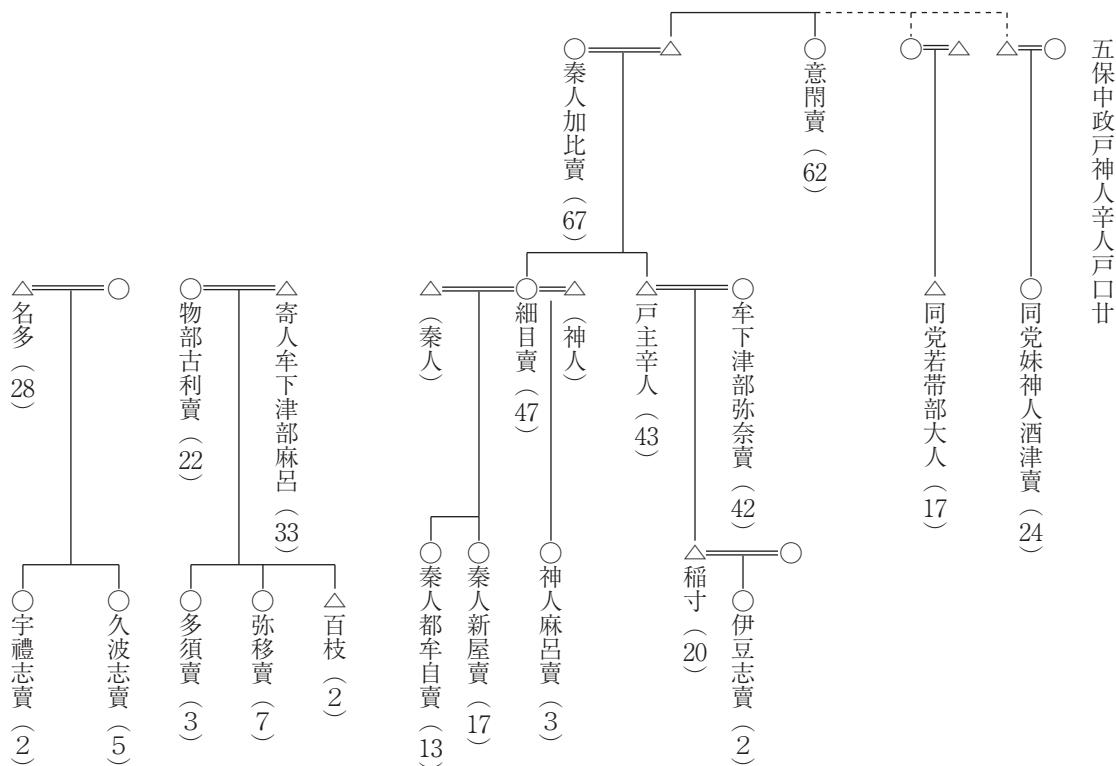
の6単位となる。A、C、Dは、戸主の妻「秦人弥屋賣」、弟の妻「秦人古屋賣」を除き、同一父系成員である。これに、弟嫡子知嶋の母であるEの「秦人阿麻留賣」家族と、Bの戸主娘伊奈志賣の娘2人が、非父系成員として加わる構成といえる。複雑なようにはみえても、父系家族に、「戸主弟の前妻家族」、婚後まもない「戸主の娘の子2人」が成員外として加わっているとみれば、基本的な構成は、都弥の戸と一致するといえよう。

ちなみに、Eの秦人阿麻留賣は、嫡子をもうけたのち戸主と離縁し石部某と再婚して子をもうけているが、子ともどもその配偶者の戸に転籍せず、旧籍に名を連ねているのは、造籍にあたり居住実態を優先したためであろう。

次ページ上の、神人辛人の戸を分解すると、

- A 戸主と戸主の母、妻、姑、子、孫
 - B 戸主の妹細目賣と子供3人
 - C 寄人（戸主妻の弟？）夫婦と子供3人
 - D 寄人の弟名多と子供2人
 - E 同党若帶部大人
 - F 同党妹神人酒津賣

の六単位となる。戸主からみれば、B、C、D、Eは、細目賣以外みな父系の成員外ということにな



る。ただし、寄人家族C、Dに限ってみれば、兄弟とその子供で構成される父系大家族の原理で構成されているといえる。年齢からみれば、寄人牟下津部麻呂および名多は、その戸主の妻牟下津部奈賣の弟ということになろうか。また、同党がいとこをあらわすのであれば、同党若帶部大人は戸主父親の姉妹の子供（クロスカズン）、同党妹神人酒津賣は、戸主父親の兄弟の子供（パラレルカズン）ということになる。いずれにしろこの全体構成は、類家族集団とみると極めて変則的で、擬制要素が強い戸であると推定される。

こうして3戸を比べると、一の秦人部都弥の戸が、形態的には父系大家族の構成に近く、二の不破勝族金麻呂の戸は、それを基本とするが、関係の深い一部成員外者が含まれ、三の神人辛人の戸は、戸主の妻の弟家族を同一戸に編成するなど、「変則要因」を強く反映する戸籍、とみることができる。

いうまでもなく、律令制下の戸籍は、いずれも50戸1里や5保制に基づいた行政の末端組織と位置付けられるので、時代の政治、あるいは経済状況に大きく影響されたものであったことは当然である。それら「変則要因」は、また造籍上の擬制的要因に解消することが可能なものばかりである。そうすると、当時の家族本来の構成原理に近い形態は、一の都弥の戸とみて差し支えない、ということになるではないか。

律令時代の戸籍から弥生家族を推定する場合、その基準に適当といえるのは、この都弥の戸のような父系大家族ということになるだろう。

註1 竹内理三編著、「寧樂遺文」上巻 東京堂出版 昭和37年

註2 杉本一樹「戸籍制度と家族」『ウジとイエ』日本の古代11 中央公論 昭和62年

註3 有賀喜左衛門 「家（日本の家族（改題）」日本歴史新書 昭和47年 至文堂